

(指定教育訓練実施者名)

医療法人 報徳会

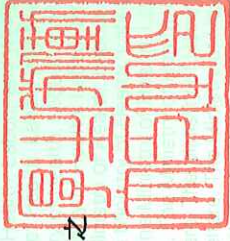
# 専門実践教育訓練講座指定等通知書

令和 4 年 8 月 3 日

(教育訓練施設名)

報徳看護専門学校 の長 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



先般、貴殿から提出のありました専門実践教育訓練実施状況調査票等に基づき審査した結果、調査票に記載のあった各専門実践教育訓練講座について下記の取扱いいたしましたので通知いたします。

## 1 新規指定の専門実践教育訓練講座

次の(表1)の教育訓練講座について、雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練給付金の専門実践教育訓練として指定する。

(表1)

### 教育訓練施設名 報徳看護専門学校

(施設番号 0910011)

指定番号	指定期間	実施方法	実施区分	訓練期間	目標資格等								備考			
					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		合計		
0910011-2220011-8	令和 4 年 10 月 1 日 ～ 令和 7 年 9 月 30 日	通学	看護師	36か月	入学料	150,000	0	0	0	0	0	0	0	0	150,000	
					受講料	544,557	300,000	344,200	300,000	371,782	300,000	0	0	0	0	2,160,539
					合計	694,557	300,000	344,200	300,000	371,782	300,000	0	0	0	0	2,310,539

(表1) について以上

1件

※ 「実施方法」欄の

「通信制①」とは、教材の発送や添削指導等を郵送により行う、いわゆる通信教育（インターネット等）は用いない。

「通信制②」とは、郵送により通信教育を受講できるが、希望者にはインターネット等を活用したe-learningとして提供できない部分が含まれる講座

「通信制③」とは、一定のインターネットを活用した通信環境がなければ受講できない部分が含まれる講座